

特許庁委託
ジェトロ海外工業所有権情報

タイの税関の役割

2001年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁からの委託により、「各国工業所有権情報収集等事業」を実施しています。

12 年度は、北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、ソウル、シンガポールのアジア地域の 11 都市において、現地のジェトロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

また、アジア地域と同様な悪影響が出始めている中東地域（イラン、トルコ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア）における工業所有権制度の調査を行いました。

ここに「タイの税関の役割」と題した、本事業における調査報告書をお届けいたします。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

2001 年 3 月

日本貿易振興会 投資交流部

目次

.税関の概略	1
歴史	
組織図	
機能	
活動	
1. 通関業者の選定	
2. 「ロング・ルーム」関税手続き	
3. 第 19 条の 2 に基づいた戻し税	
4. 電子データ交換システムの使用	
5. 保税工場の設置	
6. 自由貿易地域の設置	
7. 航空輸送の承認：速達輸入委送貨物	
8. 速達輸入委送貨物に対する通関手続の常時実施	
9. ISO9002 に基づいた乗客出入国サービスの向上	
10. 輸出入を促進する	
.知的財産権の侵害に対する水際措置の方法	18
.知的財産権侵害品に対する水際措置の最近の動向.....	33
.TRIPs 協定と、水際措置に関するタイ知的財産法の比較	36
<u>付録</u>	43
-1999 会計年度における脱税品と密輸品の記録	
-全税関における脱税と密輸の逮捕記録	
-タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達 B.E.2530(1987)	
-偽造、模倣商標を有するタイ王国内の輸出入品に関する商務省登録 B.E.2530	

- 商標登録官通達
- タイ王国内の輸出入に関する商務省通達(第 94 集)B.E.2536
- タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達(第 95 集)B.E.2536
- タイ王国内の輸入品に関する商務省通達(第 96 集)B.E.2536
- 著作権侵害品の輸出入禁止に関する商務省閣僚規則(第 1 集)B.E.2536
- 税関局一般指導第 2 号 2531(1988)
- 税関局一般指導第 27 号 2536(1993)
- 税関局通達 28 号 2536
- 税関法(第 9)B.E.2482(1939)
- 貿易における知的財産権の解釈に関する協定 (1994)

タイの税関の役割

今日の国際経済において、知的財産権は貴重で重要なものとして認識されなければならない。知的財産権を侵害する偽造品や模造品問題は大きな経済損失につながるためである。多くの国がこの認識を共有しており、その結果、知的財産権を専門的に取り扱う世界知的所有権機関（以下 WIPO）が設立された。また、世界貿易機関（以下 WTO）も、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs）」の履行を義務付けている。この TRIPs 協定の取り決めにより、世界的に知的財産法を調和させようという動きが活性化している。WTO の一員であるタイも、一日も早くこの義務を果たさねばならない。

TRIPs 協定が知的財産権の保護に関して実施を義務付けているもののなかに水際措置があり、税関の役割と有効性が問われている。タイ政府官庁の一つであり、不正品の輸出入防止を司る税関局は、これまでいくつかの防止策に関する指導を発令し、また、知的財産局（DIP）や経済犯罪調査課（ECID）などの政府関係官庁とも提携している。

・税関の概略

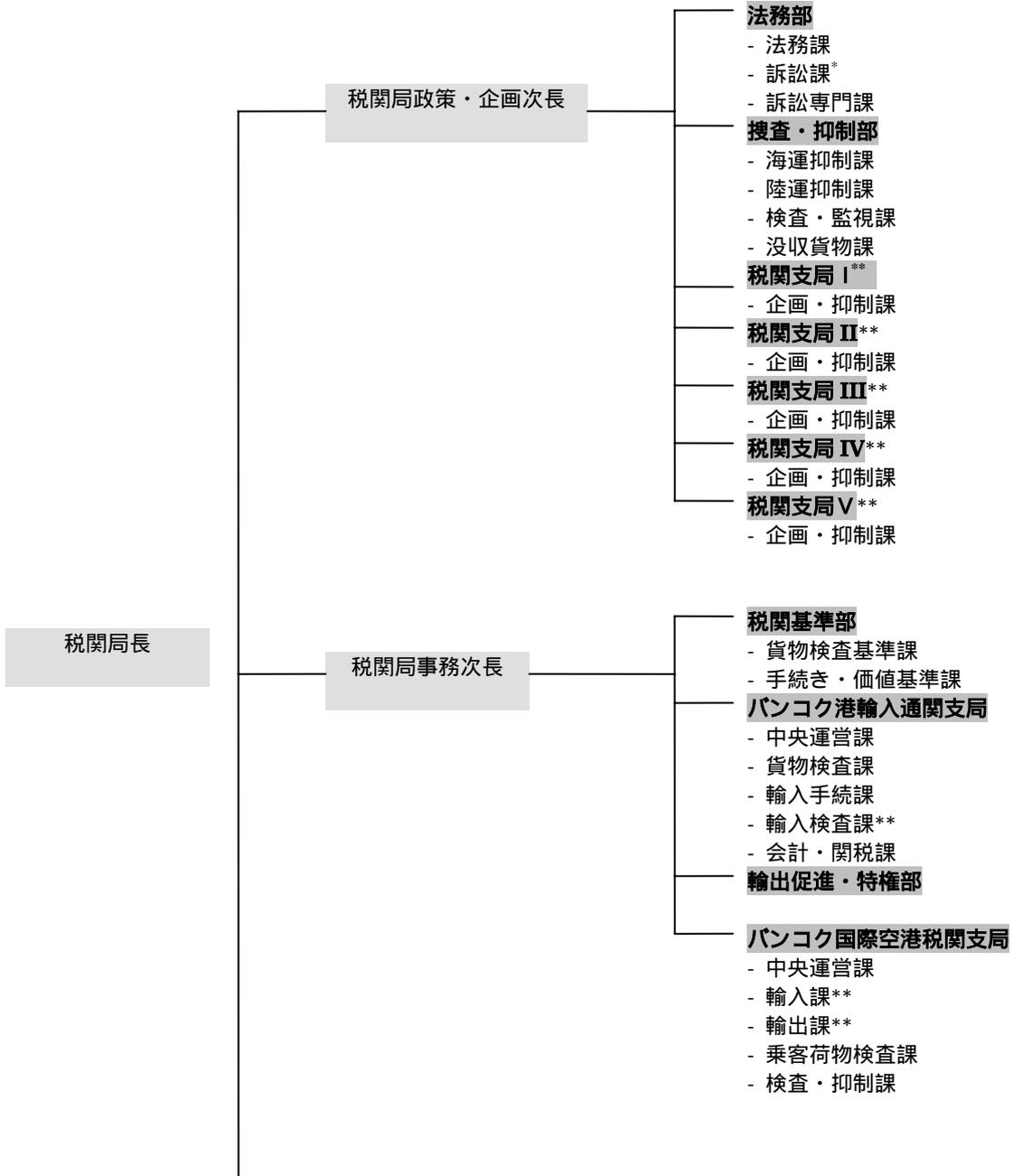
歴史

スコータイ王朝時代には、外国との貿易の際、「Changkob」と呼ばれる税金が課せられており、これは交換可能な商品または金銭によって納税することができた。アユタヤ王朝時代の初頭になると、役人が「Suay-Sa-Arkorn」という税金を徴収するようになり、これが後に、「Chao Pa Si（独占徴税人）」として知られる新しいシステムに発展した。この新たなシステムにより、個人が王国財務局に代わって貿易の際に税金を徴集できるようになったのである。

徴税はその後、ラタナコーシン王朝時代にさらに発展し、広く普及した。ラマ王 4 世の時代には「Roi Chak Sam」に準拠し、輸入品に 3%の税が課された。B.E.(仏歴)2417（西暦 1874）年 7 月には全ての徴税を司る「Ratsada Korn Pipaat Chamber」がつくられた。そして、このなかの関税徴収業務が、後に現在のタイ税関局となる「税関」に委譲されたのだ。

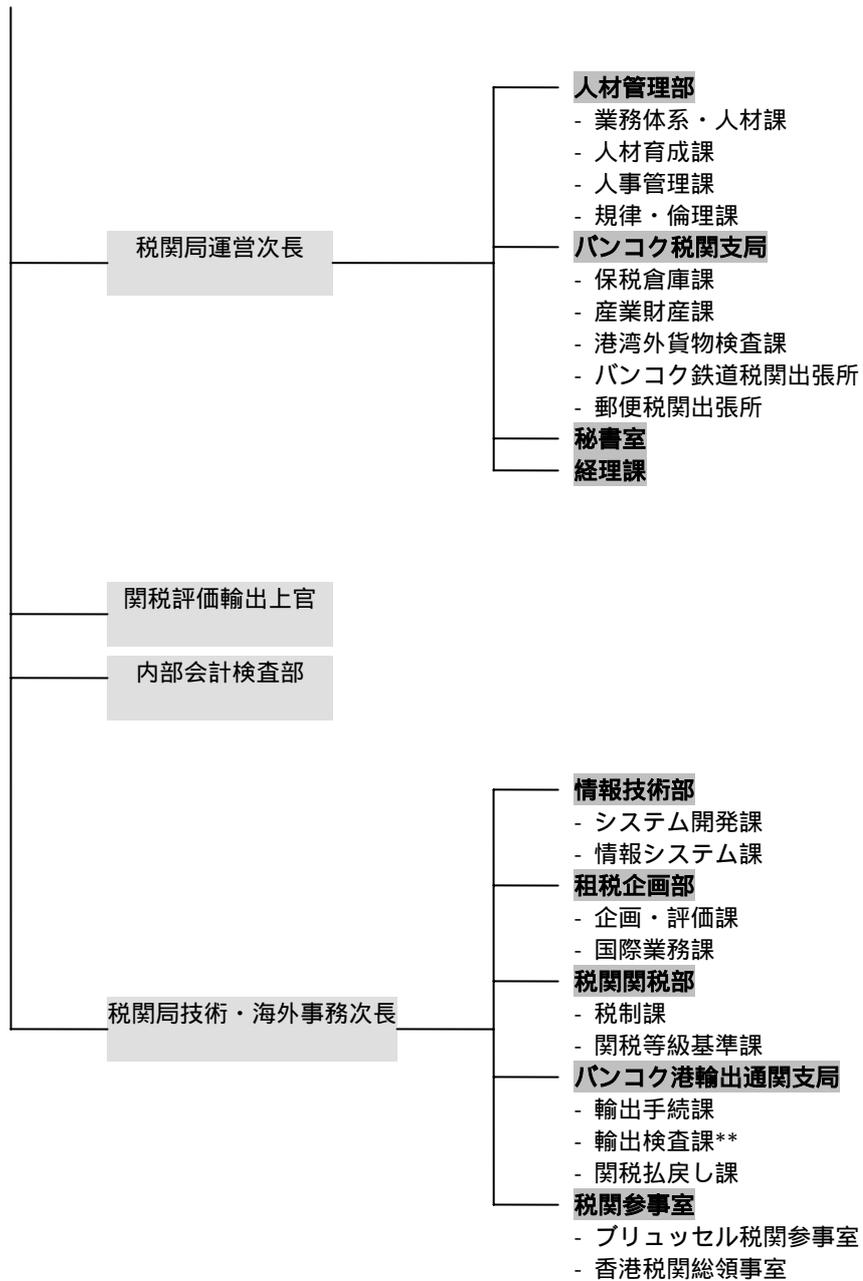
現在のタイ税関局は、B.E.2469（1926）年税関法に基づく B.E.2540（1997）年税関法（15 版）に準拠して創設され、活動が行なわれている。

組織図



* 知的財産権侵害の場合、税関吏の決定の後に回される部署。

** 知的財産権侵害の申し立て申請書類を受け付ける部署。



税関支局

税関支局 の所在地は以下のとおり。

1 Suthornkosa Road., Klong Toey Bkk 10110

Tel. 671-7299 Fax. 671-7898

下記の東部および西部 20 までの省と、9 か所の税関出張所を管轄する。

**Suphanburi、Rajburi、Petchburi、Samutsongkram、Karnchanaburi、Saraburi、Pracuabkerekan、
Nakornnayok、Loabburi、Ayudaya、Chainard、Angthong、Singhburi、Rayong、Chantaburi、Trad、
Prachinburi、Sakaew、Chachuengsao**

税関出張所

-LaemChabangCustomsHouse,Sriracha,Chonburi

Tel. (038) 490151, 490152

-MabTaPutCustomsHouse,MabTaPut,AmpurMuangRayong

Tel. (038) 683371, 683369

-KhlungYaiCustomsHouse,AmpurKhlung-Yai,Trad

Tel. (039) 581019, 581361

-KohLakCustomsHouse,AmpurMuang,PracuabKerekan

Tel. (032) 611383, 611378

-AranyaprathetCustomsHouse,SaKaew

Tel. (037) 231028

-MaeKlongCustomsHouse,Samutsongkram

Tel. (034) 711555

-SangkhlaBuriCustomsHouse,Karnchanaburi

Tel. (034) 595022

-BanLaemCustomsHouse,Petchaburi

Tel. (032) 481825-6

-ChantaburiCustomsHouse,AmpurMuang,Chantaburi

Tel. (093) 391023

税関支局

税関支局 の所在地は以下のとおり。

Talad Luang Port, Ampur Muang, Nong Khai Province 43000

下記の北東部 19 までの省と以下の 12 か所の税関出張所を管轄する。

Nong Khai, Nakorn-Panom, Mukdahan, Loey, Surintr, Abonrajchathanee, Amnard-Charoen, Karnlasin, Chaiya Phum, Nakorn Rajasrima, Burirum, Mahasarakram, Yasothorn, Roy Ed, Sri Saked, Sakon-Nakorn, Audorn Thani, Nongbua Lumpu

税関出張所

- **Nong Khai Customs House, Ampur Muang, Nong Khai**

Tel. (042) 411518, 412654

- **Mukdahan Customs House, Ampur Muang Mukdahan**

Tel. (042) 611758, 611769

- **Phibun Mangsahan Customs House, Aubonrajthani**

Tel. (045) 441013

- **Tatpanom Customs House, Nakhon Phanom**

Tel. (042) 541249

- **Uten Port Customs House, Uten Port, Nakhon Phanom**

Tel. (042) 581251

- **Tha Li Customs House, Loey**

Tel. (042) 889187

- **Bung Kan Customs House, Nong Khai**

Tel. (042) 491179

- **Nakhon Panom Customs House, Ampur Muang, Nakhon Panom**

Tel. (042) 511499

- **Chong Jom Customs House, Surintr Province**

Tel. (044) 513847

- Khemarat Customs House, Aubonrajathani

Tel. (045) 491180

- Chiang Kan Customs House, Loey

Tel. (042) 821100

- Si Chiang Mai Customs House, Nong Khai

Tel. (042) 451005

税関支局

税関支局 の所在地は以下のとおり。

2nd Fl. Customs Office at Chiang Mai International Airport.

Ampur Muang, Chiang Mai Province 50000

Tel. (053) 270660 Fax. (053) 270660

下記の北部 17 までの省と、9 か所の税関出張所を管轄する。

Nakon Sawan、Kampaeng Petch、Uthai Thani、Pisanu Lok、Tak、Pichit、Petchaboon、Suko Thai、
Utaradit、Narn、Mae Hong Son、Lum Poon、Lum Pang

税関出張所

- Chiang Mai Airport Customs House, Chiang Mai

Tel. (053) 277699

- Mae Sai Customs House, Ampur Mai Sai, Chiang Rai

Tel. (053) 731715

- Mae Sod Customs House, Ampur Mae Sod, Tak

Tel. (055) 544987

- Chiang Khong Customs House, Chiang Rai

Tel. (053) 791435

- Mae Hong Son Customs House, Mae Hong Son

Tel. (053) 612024

- Mae Sariang Customs House, Mae Hong Son

Tel. (053) 681312

- Chiang Saen Customs House, Chiang Rai

Tel. (053) 770978-9

- Chiang Dao Customs House, Chiang Mai

Tel. (053) 455187

- Tung Chang Customs House, Narn

Tel. (054) 795089

税関支局

税関支局 の所在地は以下のとおり。

the seaside of Song Khla Lake, Ampur Muang, Song Khla, 90000

Tel. (074) 311871 Fax. (074) 312616

タイ湾東沿岸の南部に位置する 8 までの省と、14 か所の税関出張所を管轄する。

Chum Phon、Suraj Thani、Nakhon Si Thammarat、Patta Lung、Song Khla、Patta Ni、Yala、Narathiwat

税関出張所

- Song Khla Customs House, Sinhg Nakorn Ampur, Song Khla

Tel. (074) 331399

- Sangai Kolog Customs House, Narathiwat.

Tel. (074) 611369

- Padang Besar Customs House, Sa Dao Ampur,

Tel. (074) 521991-2

- Betong Customs House, Yala,

Tel. (073) 230504

- Tak Bai Customs House, Narathiwat,

Tel. (073) 581274

- Hat Yai Airport Customs House, Song Khla,

Tel. (074) 251082

- Sa Dao Customs House, Song Khla,

Tel. (074) 412594, 411029

- Chumphon Customs House, Chumphon,

Tel. (077) 571734

- Pattani Customs House, Pattani,

Tel. (073) 335164

- Ban Don Customs House, Suraj Thani,

Tel. (077) 282510, 272016

- Nakhon Si Thammarat Customs House, Nakhon Si Thammarat,

Tel. (075) 356879

- Sichon Customs House, Nakhon Si Thammarat,

Tel. (075) 536433

- Narathiwat Customs House, Narathiwat,

Tel. (073) 511042

- Ko Samui Customs House, Suraj Thani,

Tel. (077) 421366

税関支局

税関支局 の所在地は以下のとおり。

Phuket Road, Talad Yai District, Ampur Muang, Phuket 83000

Tel. (076) 211377 Fax. (076) 216899

Andaman 海西沿岸の南部に位置する 6 までの省と、11 か所の税関出張所を管轄する。

Ranong、Phuket、Phangnga、Krabi、Trang、Satun

税関出張所

- **Phuket International Airport Customs House, Ampur Talang, Phuket**

Tel. (076) 327436

- **Ranong Customs House, Ampur Muang, Ranong**

Tel. (077) 811582

- **Phuket Customs House, Ampur Muang, Phuket**

Tel. (076) 211105-6

- **Satun Customs House, Ampur Muang, Satun**

Tel. (074) 711072, 721389

- **Kraburi Customs House, Ampur Muang, Ranong**

Tel. (077) 891020

- **Krabi Customs House, Ampur Muang, Krabi**

Tel. (075) 611350, 611564

- **Kantang Customs House, Ampur Kantang, Trang**

Tel. (075) 251003

- **Takuapa Customs House, Ampur Takuapa, Phangnga**

Tel. (076) 42115

- **Phangnga Customs House, Ampur Muang, Phangnga**

Tel. (076) 411534

- Pakbara Customs House, Ampur Langu, Satun

Tel. (074) 781358-9

- Wang Prachan Customs House, Kuandoan Ampur, Satun

Tel. (074) 797095

機能

税関局の主な役割は、徴税および国内、国際商取引を促進させることである。税関局の機能は次のように位置付けられている。

- (1) 様々な輸出入品に課される関税を含む、税法とその他の関連法の施行。こうした税収入が同局の基盤となっている。
- (2) 密輸の防止、抑制、取締まり。合法的なビジネスを保護し、当局の徴税能力を向上させるため、監視、調査、また不正活動への手入れなどが行なわれている。この目的を達成するために、次のような方策がとられている。
 - ・ 脱税に加え、リベート詐欺に対する措置の実施。
 - ・ 麻薬、武器、保護対象となっている野生動植物に関する密輸取り締まりと徹底監視。
 - ・ 税関当局同士や関連官庁との情報および諜報の交換。
- (3) 再輸出を目的として輸入され、製造、加工、組み立て、梱包に使用される原料に課された税金の払い戻しを含む、輸出促進につながる税金政策の実施。また、保税倉庫に蔵置する目的で輸入された原料や、輸出加工地域（EPZ）から再輸出される場合には免税を適用する。投資委員会の輸出促進用特権に合わせて、関税も引き下げる。また、投資家に次のようなインセンティブを提供することで輸出促進を図っている。
 - ・ 税関手続きの簡素化。
 - ・ 税関検査のための一時的な蔵置場の設置と、港から輸出される商品の梱包に対するコンテナシステムの採用。以上の3つの刺激策の他には、
 - ・ 関税体系改革に関する提言と、タイ経済に有益な税制の実施。
 - ・ 法律、また財務省や内閣によって、当局の責任として定められたその他の活動を行なうことが挙げられる。

活動

1997年の終わりから、税関局は税関近代化計画を開始した。現在までに、公共サービスの向上を図るための税関手続きの簡素化と、輸出促進に焦点を当てたいくつかの方策への取り組みが始まっている。

税関局がサービスの改善を決意したことにより、1998 年会計年度以来、以下のような主だったサービスの再編成が行なわれている。

1. 通関業者の選定

税関局は規則に準じて通関手続きを行なう、造詣の深い、熟達した通関業者を選定している。こうした通関業者は上級と特別に区別され、輸出入の際、税関による関税および価格検査を受けることなく、顧客に代わって商品を通関させることができる。また、検査時の商品の開封率も通常の半分で許され、税関局のコンピューターネットワークに直接、オンラインでつなぐことも認められる。特別の認定を受けた業者については、税関の認証が終わらずとも、戻し税と報酬を一就労日中に受け取ることができる。

2. 「ロング・ルーム」関税手続き

これは税関手続きの簡素化であり、これによって輸入者はわずか二段階の輸入手続き(通常は 8 段階)で 30 分以内に通関を終了することができる。輸出では、一段階のみの手続きで 15 以内に終わる。このような方策により、企業家は時間と費用を節約することができる。

3. 第 19 条の 2¹に基づいた戻し税

企業家を支援し、輸出貿易を促進するという政府の政策にしたがい、税関局は戻し税を迅速に認め、各種の便宜を与えると明記している。こうした方策には、次の内容が含まれる。

- (1) 戻し税のワンストップ・サービス。
- (2) コンピューターで銀行とオンライン接続することにより、銀行信用を受けることができる。これによって、わずか 5 分で銀行信用を受けることが可能になった。
- (3) 特別通関業者を雇った企業家に対してサービスを提供する。
- (4) 輸入者の担保負担を引き下げることによって商品の通関手続きを効率化し、費用を削減し、次により、貨物売却の問題解消を図る。
 - ・ 投資促進法の関税免除特権を用いることなく、消耗品に対する戻し税を認める。

¹ 税関法第 19 条の 2、(第 9 集) 1939 年

- ・ 輸入品に課される 10%の特別関税を免除することで製造コストを下げ、売却を促進する。
- ・ 第 19 条の 2 のもとに原料を輸入する際、関税額や納税担保の負担を通常の半分もしくは一般徴収率の 5%に設定する。
- ・ 通関後もしくは貨物の検査後、輸出入業者が通関添付書類または貨物検査書を容易に入手できるようにする。これらを所持することにより、輸出入業者は戻し税の受け取り遅延を回避することができる。

4. 電子データ交換システムの使用

税関局は、電子データ交換システム（EDI）を導入することによって、税関手続きをコンピュータ化し、サービスの改善につなげている。EDI のオンラインシステムを使用することで通関情報を直接、送信することができる。貿易業者はこのシステムにリンクしても、認定されている通関業者を雇ってもよい。EDI システムは、企業家のコストと時間を大きく節約するものである。

5. 保税工場の設置

税関局は、保税工場の担保額を残存原料の関税価格の 25%から 10%に引き下げ、会計期ごとに計算する。

6. 自由貿易地域の設置

貿易業者には、保税倉庫計画の一環として輸出促進目的で設置された自由貿易地域において、それぞれ至近距離にあるいくつかのタイプの保税倉庫を使用することが認められている（免税店用保税倉庫を除く）。輸出貨物への課税や関税負担の免除は、製造活動やその他の輸出入循環生産の拠点となる特定地域の発展につながる。税金と関税が免除されればその分、製造コストは最小限で済み、タイメーカーの国際競争力は上昇する。

7. 航空輸送の承認：速達輸入委送貨物

輸出製造を促進させるため貨物、原料、付属品は、速達輸入委送貨物としてタイ空港地上サービス社（TAGS）またはタイ国際航空（Thai Airways International Public Co., Ltd.）の倉庫で通関できる。

8. 速達輸入委送貨物に対する通関手続の常時実施

以下のケースにおける通関手続きは1時間以内に終了し、サービスは24時間体制で行なわれている。これにより、輸入業者は貨物を即座に受け取ることができる。

- (1) 飛行機の乗客による速達郵袋の輸入。
- (2) 飛行機の乗客ではなく、個人輸送サービスを使って速達郵袋を輸入する場合。

9. ISO9002 に基づいた乗客出入国サービスの向上

税関局は ISO9002 に基づき、バンコク国際空港の税関事務局の乗客出入国サービスシステムを改善した。サービスは規格化され、いかなる乗客も差別や特別扱いを受けることがなくなった。乗客と持ち込み荷物に対する厳格な検査手続きにより、関税収入の損失を防ぐことができる。

10. 輸出入を促進する

輸出促進手段

税関局による輸出促進策は、現在のタイの経済状況の改善と、政府の輸出製造支援政策を手助けする目的で導入されている。これらの方策には、以下が含まれる。

1. 手続きの簡素化

- (1) 特定の資格を満たした通関業者に特権を認める。
- (2) 電子データ交換システム(EDI)を導入することにより、タイの輸出入システムを近代化する。
- (3) タイ商工会議所および商務省海外貿易局に対し、バンコク国際空港とバンコク港湾税関輸出事務局に事務所を開設することを認め、輸出業者に出所証明(c/o)を発行できるようにする。
- (4) 「ロング・ルーム」システムを導入することによって、輸出入手続きを簡素化する。
- (5) 輸出通関の際、すべての港でコンテナに貼られる、「RTC」*金属ラベルの交付手続きを簡素化する。

*RTC とは、“Royal Thai Customs”(タイ王国税関)の略

- (6) 製造に早急に必要とされる機械スペアパーツや付属品を、携行品として国内に持ち込む際の手続きを簡素化する。
- (7) 化学肥料を輸入する際の税関手続きを改正する。
- (8) 輸出入の通関に係る検査規則を改正し、税関手続きを簡素化する。
- (9) 輸出促進特権センターを設立、または輸出業者の相談に応じる「税関クリニック」を戻し税課内に設置する。
- (10) バンコク港とバンコク国際空港にて 24 時間輸出サービスを提供する。

2. 第 19 条の 2 に基づく輸出促進策

- (1) 第 19 条の 2 に基づく戻し税手続きを迅速化するために、改善を図る。
- (2) 戻し税を容易するために、「ワンストップ・サービス」の実施に向けて準備を行なう。
- (3) 第 19 条の 2 に基づいて輸入される消耗材、または保税倉庫に蔵置されている貨物の関税を免除する。
- (4) 第 19 条の 2 に基づく戻し税の申請にあたって、輸入申請書の原本の代わりに、輸入添付書類の使用を認める。
- (5) 輸出用養殖手長海老の飼料の原料に課された輸入関税を返還する。

3. 保税倉庫計画に基づく輸出促進策

- (1) 保税工場において使用される機械の関税を免除する。
- (2) 製造コストの負担を減らすために、保税倉庫の担保率を 25% から 10% に引き下げる。
- (3) 5 年以上の営業実績があり、負債がなく、過去 3 年間の会計年度において黒字の企業の場合には、信用状または有価証券の代わりに保税担保契約を用いることを認める。
- (4) 2 年以上の営業実績がある場合、保税倉庫の担保に現金や銀行信用状の代わりとして有価証券を使用することを認める。
- (5) 輸入者の税負担を軽減するために、ガソリン用の一般保税倉庫を整備する。

4. その他の輸出促進策

- (1) ASEAN 自由貿易地域に加盟する：ASEAN 加盟国に関税特権を与える。

- (2) 地元産業の発展を促すために、プラスチック製品の関税率を引き下げる。
- (3) 家畜飼料に使用されるコーン油と食用油の製造後の廃棄物に対して、WTO のマラケシュ協定に沿った関税基準を採用する。
- (4) 税関関税法 84 章、85 章に定められている機械関税率を引き下げる。これには織物産業やその他の産業で使用される機械の付属品やパーツも含まれる。
- (5) 製造、加工、組立てに使用され、再輸出目的で輸入された輸入バッテリーの物品関税を、第 19 条の 2 で定められている戻し税と同様の手順で返還する。
- (6) コンテナ賃料の負担を減らすため、貨物を輸出加工地域から別の輸出加工地域に移してコンテナに積載することを認める。
- (7) レム・チャバン港とマブタブー港に入った輸送中貨物に対し、手続きのために民間波止場やバンコク港の各種国内コンテナ蔵置場 (ICD) に輸送することを認める。
- (8) コンテナ輸入基準を改定し、貨物ごとの輸入保税契約を認める。
- (9) レム・チャバン港からバンコク港に向かう、無積載コンテナおよび輸入貨物積載コンテナの輸送期限を 3 か月から 1 年に延長する。
- (10) 再輸出目的で製造される靴および税関関税法 42.02 の条項に記載されている製品の輸入原料の関税率を引き下げる。
- (11) 積み換え貨物の国内蔵置場の規則を改正し、便宜を図る。
- (12) 「ASEAN 自由貿易地域創設に向けた共同関税率措置に関する協定」にしたがって、輸入関税規則を改正する。
- (13) 国境貿易地を経てタイから隣国のミャンマー、ラオス、カンボジアに輸出される石油の物品税と付加価値税を迅速に返還できるよう、規則を策定する。

旅行者による輸出を容易にする

- (1) 観光業および中小産業を支援するため、博覧会や展覧会専用の一般保税倉庫を設置する。法にしたがって免税を実施する。
- (2) アメージング・タイ・イヤーズ (Amazing Thailand Years) 1998-1999 に係るサービス集団や税関情報カウンター、またバンコク国際空港にて申告品を所持しない乗客用の緑レーンを増設するなど、タイに入国する旅行者とビジネス旅行者へのサービスを提供する。

- (3) Amazing Thailand Year を支援するため、バンコク、チェンマイ、ハジャイ、プーケット国際空港にて乗客に赤、緑申告システムを提供する。
- (4) 民間セクターに対して総売上げの 15%を納税することを免除し、タイ全土における免税店保税倉庫の設置を認める。
- (5) 国際会議で必要な材料や製品を免税とし、その招致に努める。
- (6) 地方国際空港税関の輸出入規則を改正する。
- (7) 速達輸出入委送貨物の通関に携わる「速達輸出入委送貨物の手続きの実施と通関に係るセンター1 および 2」を、バンコク国際空港に設置する。
- (8) 乗客によってバンコク国際空港に持ち込まれた速達郵袋および、乗客に持ち込まれずに輸入された速達委送貨物など、積み換え貨物の通関に関する規則を改正する。
- (9) 乗客によってバンコク国際空港に持ち込まれた商品でないペット、または乗客によってタイに一時的に持ち込まれた犬と猫に関する手続き要件を策定する。

税金の徴収に加え、タイ王国の輸出入の国境とも言える税関局はまた、密輸や脱税を防止し、誠実な企業家が害を被ることのないよう警戒をおこなっている。密輸品の流入（および流出）を食い止めることは、国際貿易に加え、同国のイメージという観点からも重要である。

さらにタイには、TRIPs 協定により、世界市場において国際基準を採用することが義務付けられている。同協定の第 4 条 51-60 項^{*} には、国内手続きに公平、平等を期すことが明記されており、また特に加盟国には、偽造商標や海賊版著作権商品の輸入を防止するための厳しい水際措置の導入を義務付けている。タイ税関局は同協定を遵守するため、この問題に関する規則を施行し、セミナーを行なって税関職員の知識の向上を図り、他国の税関局や関係官庁と情報を交換し、協力関係を結んでいる。

税関局は国内での協力体制について、次のような会議を関係団体と数多く開催している。

- CD 法の草案に関する特別委員会会議
- 機械法の草案に関する特別委員会会議

^{*} 詳細については付録を参照

- Goanpot Asvinvichit 商務次官を委員長とした委員会会議。今年は5月と8月の2回、開催された。出席者は以下の通り。
 - 税関局代表
 - 歳入局代表
 - 海外貿易局代表
 - 法務長官室代表
 - 知的財産権裁判所代表
 - 知的財産権局代表
 - タイ音声映像プロデューサー協会代表

さらに税関局は、商務省の通達により、不正品の輸出に関して以下のような役割を果たしている*。

* - 関税局の一般指導 2 号/2531 と関税局通達 6 号/2531 はタイ王国輸出入貨物に関する商務省通達 B.E.2530(1987)に基づく。

- 関税局の一般指導 27 号/2536 と関税局通達 28 号/2536 はタイ王国輸出入貨物に関する商務省通達 B.E.2536(94、95、96 集)に基づく。

- 関税局の一般指導と通知の内容は同じだが、指導は税関吏に向けたものであるのに対し、通達は一般国民に向けたものだ。

・知的財産権の侵害に対する水際措置の方法

タイ税関は、他者の権利を侵害する不正品に対して次のような規則を実施している：

20 23 01*商標にコピー、または偽造の疑いがある場合に商標検査を実施する。

1. 輸出入税関または税関検査所に、商標検査申立て申請書 KOR SOR KOR 18 が提出された場合、税関検査官は以下のような手順をとる。
 - (1) 申請書に記入もれがないかを確認し、商標管理者、権利保有者または商標所有者の正式な代表者によって、検査申請者に適切な権限が付与されているかどうか確認する。
 - (2) 商標登録官が認めた、商標に関する書類を申請者が所持しているかどうか確認する。

しかしながら、こうした審査は申請者が提出した書類とともに、貿易登録省から入手した登録官の氏名リストと照合しながら行なわれる。税関検査官は申請者に対して、検査対象となる貨物の商標をコピーまたは偽造と考える理由を明確にさせることもできる。
 2. 上記の審査が終了した後、事務局または検査所は税関検査官を派遣し、申請者から申し出があった疑惑貨物の確認を行なう。
 3. 商標検査は申請者の面前で行なわれる。検査が終わると、税関検査官は以下のことから実施する：
 - (1) 税関検査官が疑惑品の商標の信憑性に確信が持てない場合、または申請書 KOR SOR KOR18 により疑惑貨物の商標のサンプルを採取するよう申請者から要請があった場合には、税関検査官は申請者と共にサンプルを採取し、初見検査記録が記載された書類 113 をサンプル上に添付する。サンプルは、最終審査のため、次の書類とともに商標登録官に送付される。
 - ・申請者の証拠のコピー。
 - ・税関検査官による初見検査記録。
 - ・疑惑品のサンプル。
 - ・すべての書類のコピー。
- 商標登録官が追加の書類を要請した場合には、税関検査官はそれを追加し、サンプルとともに提出する。

* 税関通達 6 号/1988 に対応する税関一般指導 2 号/1988

最終的な決定が下るまで、税関は疑惑貨物を差止めることができる。

- (2) 疑惑貨物が偽造商標や許可なく申請者の商標を使用している場合には、法務局へ引き渡され、処罰が行なわれる。
- (3) 疑惑品に問題がない場合には、税関は差止めていた商品を輸出または輸入業者に引き渡す。

商標検査申請書(Kor Sor Kor 18)

(税関規則 20 23 01 と 1988 年 6 月の税関局通達に基づく)

記載地.....

日.....月.....年.....

件名：商標検査申請

.....様

.....通り.....kwang.....地区.....省.....地域番号.....電話番号

号.....の企業 / パートナーシップ / 店.....は、.....通り.....kwang

地区.....省

.....地域番号.....電話番号.....の企業 / パートナーシップ / 店.....の貨

物番号.....を持つ.....日.....月.....年に本国向け / 外国向けの貨物検査を

申請します。

貨物は.....港または.....に輸入 / 輸出されたものです。

貨物の荷印と番号

商標の露出状況

梱包 商品のタイプ

.....
.....

検査によって損害が生じた場合、輸入者、輸出者、税関局に対して補償責任を負うことを認めます。

ここに記した商品の検査の実施をお願いします。また、この書類と共に.....を提出します。

氏名

(.....)

管理者/所有者/代理人

サンプル送付要請

私.....は、税関吏による検査に立ち会い、商標登録官に検査品のサンプルを送付することに同意
します。

氏名.....

(.....)要請

輸出入品規制に関する商務省通達 B.E.2530(1987)に基づく、商標保護申請書	係員記欄
	受付番号
	日付
	時間
	係員名

1. 商標保護申請を行ないます。

氏名	法人 (企業/パートナーシップ登録番号、国籍)			個人(名前、名字、国籍)		
所有者						
代理人						
住所	番号	レーン/小路	通り	地区	省	国
所有者						
代理人						
所有者電話番号			代理人電話番号			

2. 商標登録官に対して以下の商標の保護を申請します。

登録番号		クラス		商品	
申請番号					
国					

3. 商標登録官に対して次の変更、更新事実を伝えます。

登録番号		申請番号		国
番号	変更/更新のリスト	変更/更新日		存続期限

4. 申請書に次の証拠を添付します。

商標登録証明書/登録書/商標登録書のうち 1部 弁護人委任状原本 1部 供述書原本 1部	補償責任引受書 1部 商品のサンプル 2個 ラベル その他..... 数量.....
--	--

5. 商標登録官に申請した通り、自分が所有する商標を侵害する商品の輸出入を禁じることを求め、上記の情報が真実であることを保証します。ここに添付する書類 3 枚は保護を求める対象商標の詳細です（更新の通知を除く）。

注

住所とは、タイ王国内で連絡がつく場所、またはオフィスを指す。

署名 _____

申請者 / 代理人

(.....)

..... / /

注：この書類は申請者が知的財産局に直接商標の保護を申請する際に使用する。

20 23 02⁵ 侵害にあたる貨物への対応

- (1) 輸入や輸出貨物が、著作物または著作権保持者から権利を委譲された著作物の複製または模造品であるとする妥当な根拠を理由に、著作権者または被ライセンス者が税関に差止めと検査を申し立てた場合、課長か税関長、もしくは輸出入貿易地の任命責任者が要請を受理し、貨物を差止めるかどうかの判断を下す。差止めを行なう場合には、担当者は直ちに輸出者または輸入者に知らせ、差止めから 24 時間以内に貨物の検査を行なう。
- (2) 貨物の検査は輸入者、輸出者、申請者を含むすべての関係者の面前で行なわれる。検査結果は書類化され、すべての関係者によって署名された後、証拠として保管される。
- (3) 申請者と検査官が輸入者や輸出者の住所、氏名、または貨物の数量を知りたい場合には、税関吏にその旨を伝えることにより、情報を得ることができる。
- (4) 税関局が知的財産局から得た著作権に関する情報は、同局の「手続き・価値基準課」によって、貨物検査に関わる同局内のすべての部署に伝えられる。
- (5) 検査により、輸入もしくは輸出貨物が他者の著作権を侵害していることが判明した場合、税関吏はその輸出入者を、タイ王国に不正品を輸入または輸出しようとした罪によって逮捕し、報告書を法務局の訴訟課にまわす。

税関吏が、当該貨物が他者の著作権を侵害しているかどうか確定できない場合には、貨物のサンプルと意見メモを知的財産局に送付する。その際、以下の書類も含まれていなければならない。

- (1) すべての申し立て申請書類のコピー。
- (2) 税関吏の意見メモ。
- (3) 輸出もしくは輸入貨物のサンプル。

⁵ 税関局通達 28 号/1993 に対応する税関局一般指導 27 号/1993

(4) 申請者が提出したすべての資料のコピー。

知的財産局が上記以外の書類を要求した場合には、税関吏は貨物のサンプルとともにそれらの書類を提出しなければならない。

(6) 税関吏が、当該貨物が他者の著作権を侵害していないと判断した場合には、貨物を輸入者/輸出者に通常通り引き渡す。

申請書 113

申請書 113

ガルーダ

税関局

港.....
受取証番号.....
日付.....
数量.....
見本品証明者.....

税官吏が私の前で本票を見本品に貼付したことを証明します。

(署名).....所有者/代理人

貨物差止め申請書

記入場所.....

日.....月.....年.....

件名：商標権侵害貨物の差止めに関する申し立て

.....様

私、(ミスター、ミセス、ミス).....は、.....という企業の経営責任者あるいは共同事業の経営パートナーであり、また.....という商品の著作権者もしくは著作権使用許諾者で、この商品は商標.....を使用しております。住所または企業所在地は.....Moo.....通り.....地区.....境界.....省.....です。このたび商品.....個.....パックの輸出入品が船名.....で.....日に出港または入港します。この受取証の番号が.....で輸入者または輸出者名が.....の貨物が、私の所有する著作権または使用許諾権を侵害している証拠があります。

したがって、ここに税関局に差止めを要求します。差止めの結果、侵害が認められず、輸入者、輸出者、税関局に与えた損害および手続きに要した経費に関する全責任を負うことを認めます。

敬具

(署名)

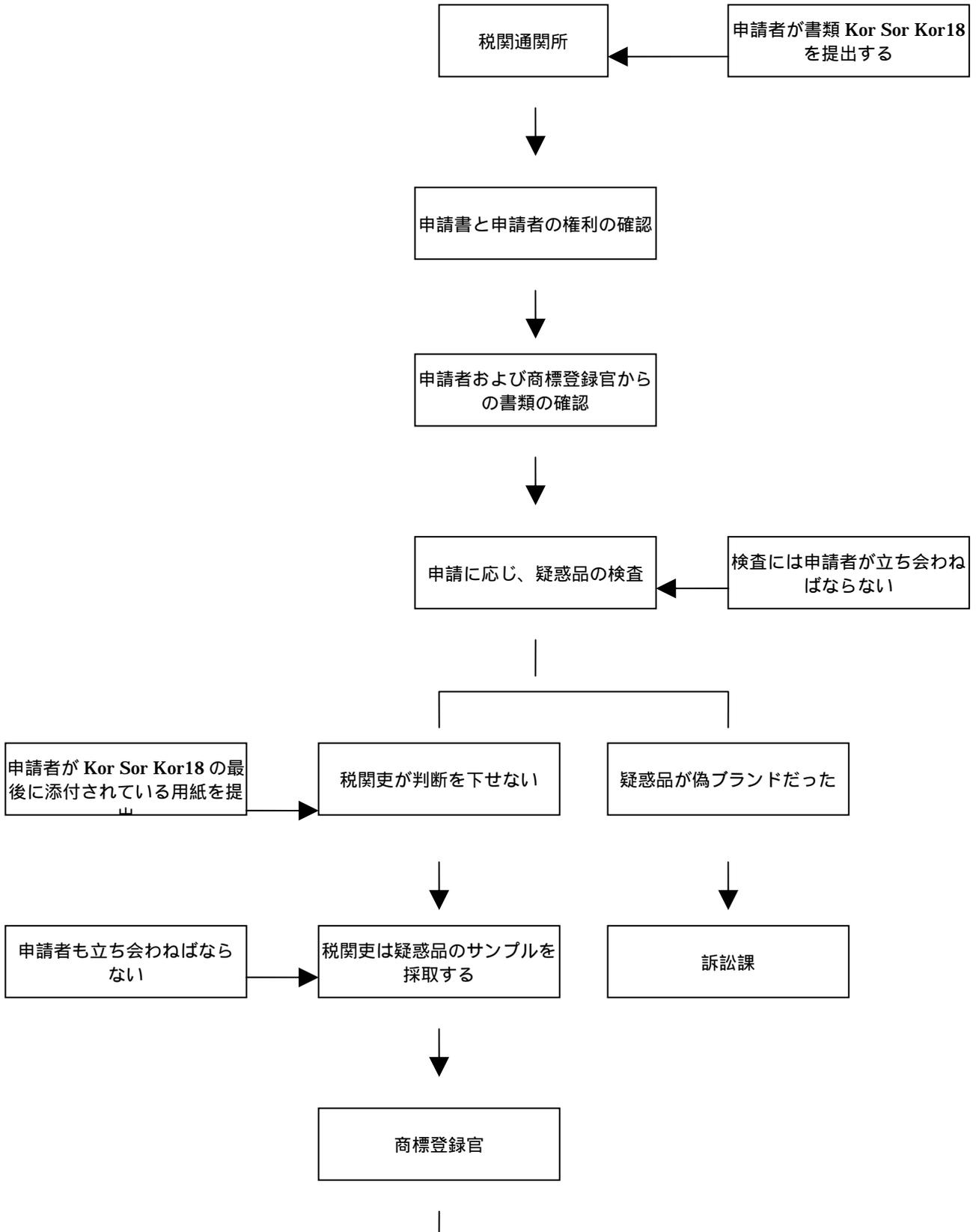
申請者

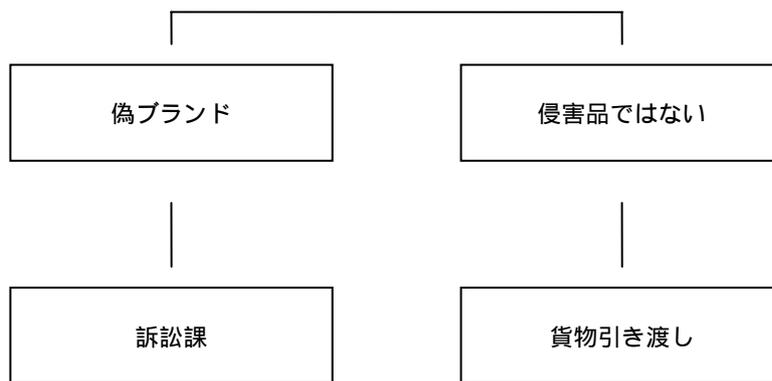
(.....)

注 添付書類：

1. 家屋登記書および身分証明書
2. 企業証明書、共同事業登録書
3. 弁護士委任状（もしあれば）
4. 著作権所有を示す証拠

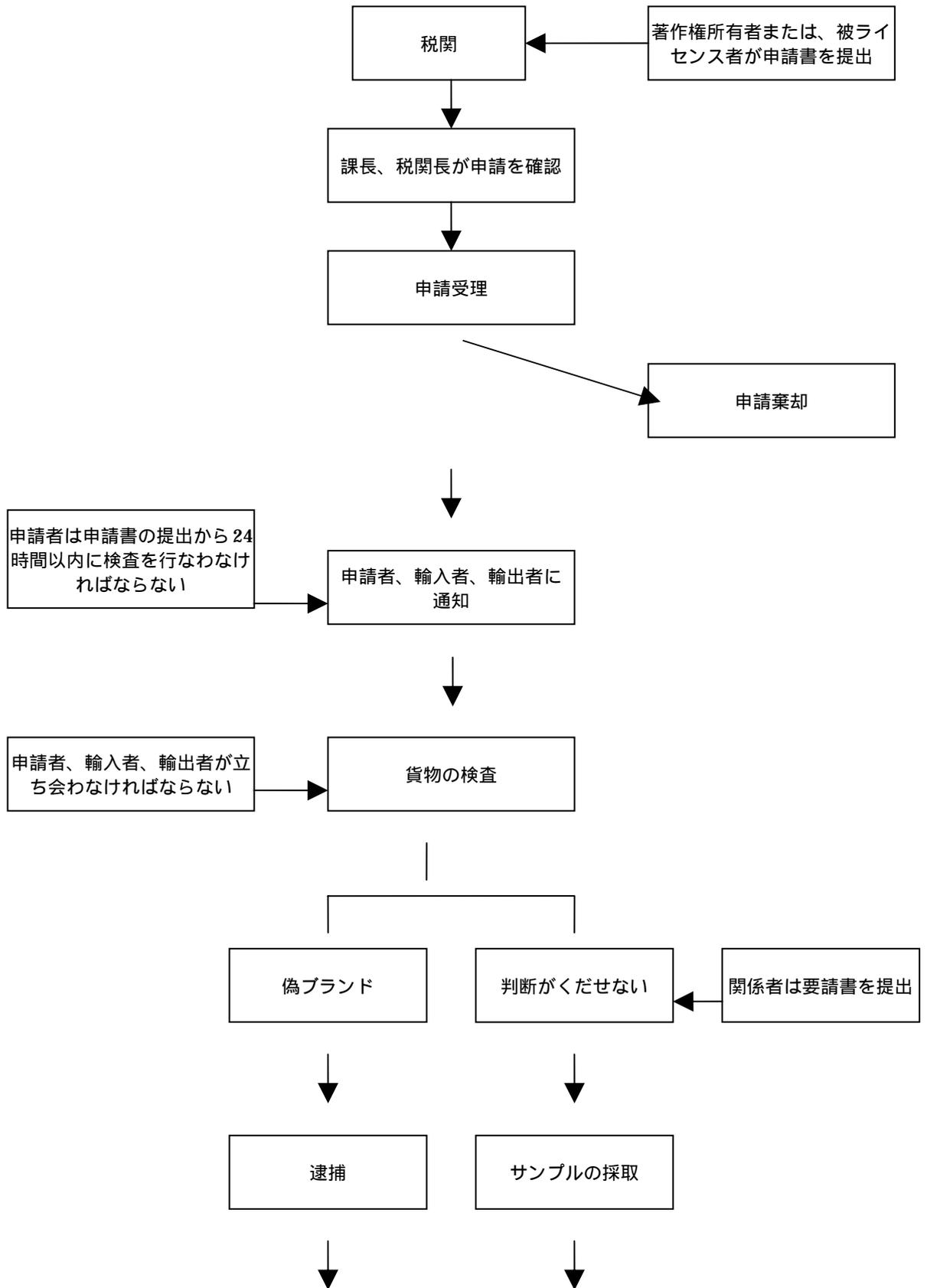
商標検査手順

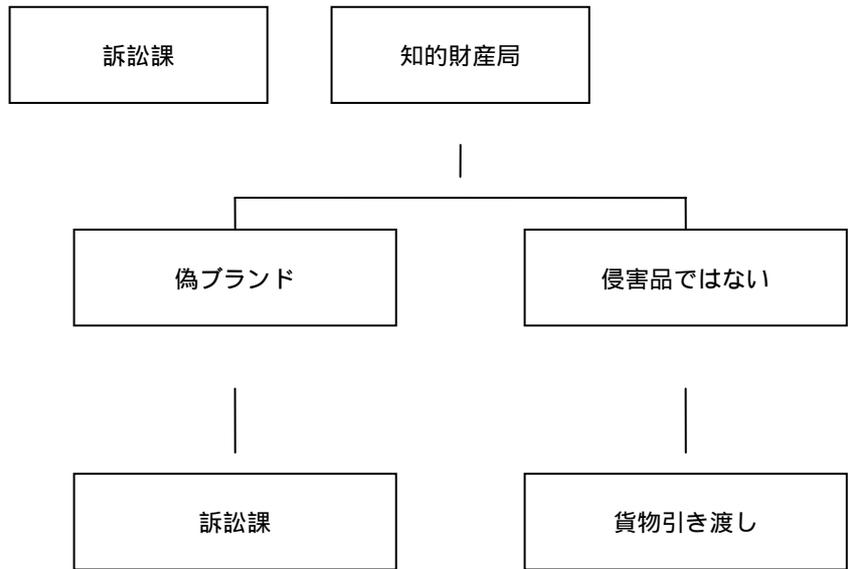




*注：商標登録官の最終判断を待つ間、税関は貨物を差止めることができる。

著作権検査手順





・知的財産権侵害品に対する水際措置の最近の動向

アジア諸国における知的財産権保護に関する最近の動向をみれば、各国がどれだけ問題を抱え、またこうした問題を解決するためにどんな手段を講じているかが明らかになる。実際に広告を打ち出し、海賊版を買わないよう国民に呼びかけて警告を促すという手段は、非常に効果的だと考えられる。我々は今回、水際措置に関する過去5年間の記事を新聞および雑誌から収集した。その結果、香港税関が非常に積極的であるのに対し、タイ税関は非常に消極的であることが明らかになった。

例えば、2000年3月発行の香港の「税関ニュース誌」によれば、*同国の税関・物品局は知的財産権の保護に全力をあげ、香港から海賊版を追放するために今後も継続して、できる限りの努力をしていくという。ジョン・C・ツァングコミッショナーは、9月9日に行なわれた香港商工会議所の昼食会のスピーチでも、こうした意気込みを強調した。コミッショナーは、横行する海賊行為に対する税関の対応について説明し、「海賊たちの残りの片目までをも潰すことに成功した事実を今、こうして皆さんに伝えることができ、喜ばしく思います。違法海賊版の問題は、もはや我々の統制下にあります」と話した。さらに、同氏は海賊版CDについても、税関局の働きかけによって急激にその数が減少していると報告した*（記事タイトル：知的財産権保護に全力をあげる香港税関

<http://www.info.gov.hk/customs/notice/customsnews/issue9.html/>)

同記事ではまた、香港とタイが麻薬の取り締まりに合同で取り組んでいることが伝えられている。

香港税関局とタイ税関局は、長年にわたって親密な関係を築いてきた。10月11日-16日に行なわれた麻薬捜査研修は、これらの2つの税関の良好な関係を物語っている。上級訓練課がこの5日間の研修プログラムを取りまとめ、タイ税関からは10人で構成された代表団が参加した。タイ税関長が代表を務め、残りメンバーのうち6人は税関検査官で、3人は補佐官だった。全員、捜査局の麻薬取締課のメンバーである。主な目的は、香港の麻薬規制をタイに導入し、香港麻薬取締局の技術とツールをタイ側がマスターすることだった。このプログラムは麻薬の取り締まりと諜報システムに関する理論講義と、実際の各種作戦への視察や同行をバランス良く統合し、双方を補完するように組み立てられていた（上級訓練課、記事タイトル：タイ税関のための麻薬捜査コース

<http://www.info.gov.hk/customs/notice/customsnews/issue9.html>)

1999年12月16日には、税関・物品局上級官会食会の席上で、対海賊版懸賞計画協定の更新に関する調印式が行なわれた。AC・ビンセント・プーン氏の他、著作権業界を代表する8人が協定に調印した。50万8,000ドルの予算を計上した更新計画は2000年1月1日に開始され、効果をあげるために、懸賞金はこれまでの2倍の1万ドル-4万ドルに増額された。また、DC・レイモンド・リー氏は香港税関を代表して2000年1月21日、香港タバコ研究所(TIHK)の代表と共に、対タバコ密輸懸賞計画の更新に調印した。TIHKは懸賞金に75万ドルを拠出し、密輸タバコの押収につながる情報を提供した者に1万ドル-10万ドルの懸賞金を支払うという(記事タイトル：対海賊版懸賞計画と対タバコ密輸懸賞計画 <http://www.info.gov.hk/customs/notice/customsnews/issue9.html>)

1999年11月21日には、貿易ライセンス捜査局(TLIB)と船舶検査および積荷監督局が合同作戦で、史上最高となる市価1,367万ドルにのぼる偽ブランド衣類を押収した。作戦では、中国本土から入ってきた河川貿易用の船を差し押さえ、偽った原産国表示ラベルの付いた33万1,326着の中国産の衣類と衣類アクセサリを積載した、コンテナ7個を押収した。うち3,828着には、偽造ブランド名と商標が付けられていた。この事件はマスコミによっても大きく報道された。東南アジア地域の経済状況が回復するにつれて衣類と衣類アクセサリの需要が増え、それとともに偽ラベルのついたそれらの商品が香港で積み換えられることが多くなっている。香港税関局はこの状況を認識しており、不正品の積み換えに絶えず警戒している(貿易ライセンス捜査局)(記事タイトル：過去最大の偽ラベル衣類の押収 <http://www.info.gov.hk/customs/notice/customsnews/issue9.html>)

一方、タイでは、1998年1月27日付のネイション誌が、ビジネスソフトウェア連合(BSA)がソフトウェアの海賊行為を減らすために税関局の協力を得、またオーストラリアにおけるネットワークソフトウェアの海賊行為をターゲットにした予備的教育キャンペーンを開始する計画を打ち出したと伝えている。BSAによると、ソフトウェアに関する海賊行為を抑制するうえでの最大の障害は、海賊行為に携わる地元の間人が著作権で保護されているソフトウェアの実際の価値を認識していないことと、違法行為が集団で行なわれていることにあるという。したがって、こうした考え方を改めさせることにつながる取り締まりと教育が、ソフトウェアの海賊行為を減らす方法の一つだと言えるのである。

デジタル機器の急速な普及と他国からの要請によって、タイ政府は知的財産権の侵害に対するより厳格な防止策を打ち出さざるを得なくなっている。1998年2月11日付のバンコクポスト紙によれば、税関局は知的財産局と共同でこの問題に取り組むこととなり、これによってさらに大がかりな捜査と逮捕ができるようになるという。税関局は、ソフトウェア開発業者ともより緊密な関係を築き、ソフトウェアの海賊行為を減らす構えである。知的財産局もまた、ビジネスソフトウェア連合(BSA)との共同プロジェクトにおいて、前年度(1997)に使用された正規ソフトウェアによる恩恵について全国津々浦々で啓蒙活動を行なった。2000年8月16日付のバンコクポスト紙の別記事では、中央知的財産・国際貿易裁判所(IP/IT)が知的財産権の侵害を最小限にとどめるために、アントンピラー型命令を採用することが報じられている。この命令により原告弁護士は、被告の敷地内に立ち入り、権利侵害の証拠となる書類や偽造品などを押収することができる。アントンピラー型命令は通常、被告人が知的財産権侵害の罪に問われることを免れるために、偽造品やその他の証拠を隠滅する恐れがある場合に発令される。昨年は偽造絵画のケースがあり、現在も係争中である。

知的財産局による最近のこうした活動は、タイにおける侵害率を将来的にある程度は減少させるだろう。しかし、より重要なのは、権利の侵害を防止するために、知的財産権者が税関システムだけでなく、自分の所有する商標や著作権についても学んでいかなければならないということだ。

タイにおいて、知的財産権保護のための水際措置が積極的に行なわれていない理由を考察すると、その一つに、密輸が余りにも多いために知的財産権の侵害のケースにまで手がまわらないことが挙げられる。例えば、内陸国境貿易統計をみても、ほとんどの貿易貨物は知的財産とは無縁のものである。したがって、知的財産の水際措置は空港および港において重点的に行なわれなければならない。

侵害の恐れのある貨物の確認を知的財産権者に対して依頼するといった一連の手続きによって、税関手順が実際にどれだけ複雑化するのかは定かでないが、知的財産権に関して、タイ税関による啓蒙活動が今後ますます重要になることは間違いない。

・ TRIPs 協定と、水際措置に関するタイ知的財産法の比較

タイは TRIPs 協定を批准しており、WTO の要請にしたがうべく現在、新法を準備中である。これまでに決まった水際措置に関する規則、通達、指導は、以下のようなものとなっている。本節では、タイのこうした新たな規則を TRIPs 協定と比較し、実際に適合しているのかどうかを確認する。

- (1) タイ王国における輸出入貨物に関する商務省通達 B.E.2530 (1987)
- (2) 商務省登録：タイ王国における偽造または模倣商標を有する輸出入貨物について B.E.2530 (1987)
- (3) 商標登録官通達
内容：商標保護申請に関する条件、原則、証拠提出方法の手段の特定 B.E.2530 (1987)
- (4) タイ王国における輸出入貨物に関する商務省通達 (第 94 集) B.E.2536 (1993)
- (5) タイ王国における輸出入貨物に関する商務省通達 (第 95 集) B.E.2536 (1993)
- (6) タイ王国における輸入貨物に関する商務省通達 (第 96 集) B.E.2536 (1993)
- (7) 著作権侵害品の輸出入禁止に関する商務省による閣僚規則 (第 1 集) B.E.2536
- (8) 税関局による一般指導 2 号/2531 (1988)
内容：税関規則の追加 B.E.2530 (1987) 第 20 章 23 条 01 項
- (9) 税関局による一般指導 27 号/2536 (1993)
内容：著作権侵害品に関する実施規則
- (10) 税関局による通知 28 号/2536 (1993)
内容：著作権侵害品に関する実施規則

以下に、TRIPs 協定とタイの知的財産法の対比表を作成し、検討した結果、タイ側の 59 項を除いて内容は一致している。

1. TRIPs 協定第 51 条 (税関当局による引き渡しの停止)

「加盟諸国は以下の条項にしたがい、所有権者が輸入貨物を偽造商標や海賊版著作権商品であると確信した場合に、取り締まり当局、行政または司法を通じ、流通防止のための差止めを税関に対して書面によって申し立てることができるよう、申請手続きを整備すること。加盟諸国は、本条項の要件を満たす

限り、この申請書をその他の知的財産権の侵害の申し立てに使用することもできる。また、これに対応して加盟諸国は、自国からの輸出の際にも税関が不正品を差し押さえることができるよう、手続きを整備すること。」

第 5 項(1)「商標保護を申し立てる者は以下を行なう：

5.1 商標登録官、民間登録局に通知し、商標登録官が定めている条件、原則、手段にしたがって証拠を提出する。

5.2 輸出または輸入貨物の商標が偽造もしくは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関吏が輸出もしくは輸入者への引き渡しを許可する前に、商標を検査することを要請する。」

第 1 項(9)「輸出または輸入貨物が偽造品または模造品であり、権利の侵害に当たるとの疑惑がある場合、著作権者またはライセンス権者が税関に対し、疑惑品の差止めと検査を申し立てる。」

第 1、2 項(10)「1.輸出または輸入貨物が偽造品または模造品であり、権利の侵害に当たるとの疑惑がある場合、著作権保有者または被ライセンス者が税関に対し、疑惑品の差止めと検査を申し立てる。

2. 著作権保有者または被ライセンス者が、輸入または輸出貨物が権利を侵害していることを見つけた場合には、発見から 24 時間以内に捜査官に訴えを起し税関に通知しなければならない。」

2. TRIPs 協定第 52 条（申し立て申請書）

「この条項のもとに申し立てを行なうすべての権利保有者は、輸入国の法律に基づき、知的財産権に対する明白な侵害があることを証明する十分な証拠と、税関が直ちにその貨物を特定できるよう、詳細な説明を提出することが要求される。申し立てを受けた管轄当局は申請者に対して、書類受理の有無と、税関当局が対応に当たる時期を妥当な期間内に知らせること。」

第 4 項、5 項(5)「4.著作権保有者または被ライセンス者は、貨物が著作権品またはライセンス品の複製、模造品である疑いについて妥当な根拠があれば、タイ王国からの輸出が承認される前または輸入者に引渡される前に、差止めと検査を要求することができる。

5.第 4 項に基づく申し立てを受け、税関がこうした貨物の差止めを適当だと判断した場合には、税関は

直ちに申請者、輸出者、輸入者に知らせ、申請者は定められた期間内に疑惑品の検査に立ち合わねばならない」。

全項(3) (省略)

第 3 項、4 項(2)「3.商標保護の申し立て・・・、申請者は、商標登録官から申請書を入手して、特許・商標局に申し立てをおこなう」。

第 1 項(10)「著作権保有者または被ライセンス者は、輸入貨物または輸出貨物が複製、模造品であり、著作権を侵害する恐れがあることを示す妥当な根拠があれば、差止めと検査を要求する申し立て書を税関に提出することができる。税関がこの申し立て書に同意すれば、その決定を直ちに申請者、輸出者、輸出者に知らせる。申し立て書が提出されてから 24 時間以内に、申請者は疑惑品の検査に立ち合わなければならない」。

3.TRIPs 協定第 53 条第 1 項 (担保または同額保証)

「1.被告、所轄官庁を保護し、申し立ての乱用を防止するため、所轄官庁は当局を通じて申請者に担保または同額保証を求めることができる。これらの担保や同額保証は、申し立て手続きを不当に阻害するものであってはならない」。

第 5 項(2)「税関が商標検査の申し立てと商標保護の申請を受け付ける際、税関吏は申請者に意見聴取を行ない、偽造や模倣が行なわれたとする根拠を明確にさせることができる。そして、税関局の原則と手段にしたがった申し立てにより生じうる被害に対して補償責任を負わせることができる」。

第 1.2 項(8)「商標登録官によって承認を受けた商標登録書を確認する。これは、知的財産局の商標登録官が告知した氏名リストと照合して行なわれる。税関吏は申請者の意見を聴取し、申し立て理由を明確にさせる権限を有する」。

4.TRIPs 協定第 54 条 (引き渡し停止通知)

「第 51 条に基づき、輸入者と申請者には、貨物の引き渡し停止通知がすみやかに行なわれなければならない。」

第 5 項(5)「第 4 項に基づく申し立てを受け、税関吏がこうした貨物の差止めを適当だと判断した場合には、申請者、輸出者、輸入者に直ちに知らせ、申請者は定められた期間内に疑惑品の検査に立ち会わなければならない。」

第 1 項(9)「・・・・・・差止めが適当であるとの判断が下された場合、その判断は直ちに申請者、輸出者または輸入者に通知されなければならない。また、申請者は申請書の提出から 24 時間以内に疑惑品の検査に立ち会わねばならない。」

第 1 項(10)「・・・・・・税関吏が申請書を認める場合、申請者、輸出者、輸入者にすみやかに知らせること。また、申請者は申請書を提出してから 24 時間以内に疑惑品の検査に立ち会わなければならない。」

5. TRIPs 協定第 55 条（差止め期間）

「申請者が差止め通知を受け取ってから 10 就業日以内において、被告側以外に手続きの動きが見られず、あるいは管轄当局が暫定的な措置によって差止めを引き延ばしている場合には、貨物は被告側に引き渡され、輸入もしくは輸出の条件を満たしたと見なされる。妥当な場合には、この期限はさらに 10 就業日間、延長することが可能である。手続きが開始され、権利侵害が認められる可能性がある場合は、被告の要求によって意見聴取を含む審理が妥当な期間内に行なわれ、こうした措置は修正されたり、無効となったり、あるいは認証される。上記にも関わらず、貨物の差止めが暫定的な法的措置によって引き続き実施される場合には、第 50 条の条項が適用される。」

この差止め期間条項に対応するタイの法律は見つけることができなかった。差止めに関する条項は、次の通りである。

第 7 項、8 項(7)「7.本通達によれば、第 6 項に当てはまらない輸出品は、輸出禁止品とはならない。税関局は、これらの貨物の輸出を承認する。」

8.この通達にしたがい、税関局は関係部署の通知がない貨物、または著作権を侵害しているという明確な証拠がない貨物を輸入禁止品ではないと判断し、引き渡す。」

6.TRIPs 協定第 56 条（輸入者と貨物所有者の補償）

「所轄官庁は当局を通じ、不当な引き渡し遅延や第 55 条に基づく貨物引き渡し停止によって輸入者、荷受人、貨物所有者が被った損失の補償を、申請者に命じることができる。

第 8 項(5)「第 4 項に基づき、申し立てを行なった著作権保有者や被ライセンス者は輸入者、輸出者、税関局に与えた損失に対して責任を負う。」

第 5 項(2)「・・・税関局の原則と措置にしたがった結果による損害においても、申請者は補償の責任を負う。」

第 4 項(10)「申し立てによって輸出者、輸入者、税関局が被った損害とすべての費用は、申請者である著作権保有者または被ライセンス者が負うものとする。」

7.TRIPs 協定第 57 条（検査権と情報）

「加盟諸国は秘密情報の遵守を損なうことなく、権利保有者が主張を裏付けられるよう、税関によって差止められている貨物を十分に検査する機会を与える権限を管轄当局に付与すること。同時に輸入者に対しても、等しく検査の機会を設ける権限を付与する。権利の侵害が認められる場合には、送り主、輸入者、荷受人の住所、氏名と疑惑の貨物の数量を権利保有者に伝える権限を当局に付与する。

第 7 項(5)「第 4 項に基づく申請者は、輸出者/輸入者の住所、氏名、荷受人、および貨物数量を知る権利を有する。」

第 3 項(8)「商標検査に関しては、税関吏は申請者のみの面前で検査を行なう。検査が終了すると、税関吏は次のことを行なう：」

第 2 項、第 3 項(9)「2.貨物検査の際、税関吏は全関係者の面前でその検査を行ない、証拠として、全員の署名を含む検査記録を作成する。

3.申請者が輸入者または輸出者の住所、氏名や貨物数量に関する情報を要求した場合、税関吏はこうした情報を与えなければならない。」

第 3 項(10)「住所、氏名、貨物数量に関する情報を申請者が要求する場合には、税関吏はその情報を明らかにしなければならない。」

8.TRIPs 協定第 58 条（職務の遂行）

「加盟諸国は、管轄当局に独自の判断で行動し、知的財産権の侵害を立証する明白な証拠がある場合には、貨物を差し止めることを要求する：・・・。」

第 5 項(10)「著作権の侵害が明白であり、輸入者または輸出者が対抗措置を講じることができない場合には、税関吏は逮捕記録を作成し、手続きを進める。」

9.TRIPs 協定第 59 条（救済策）

タイの法律には、これに対応するものは存在しなかった。

10.TRIPs 協定第 60 条（少数輸入）

「加盟諸国は、旅行者の個人用旅行鞆によって持ち込まれた品、あるいは委送品が非商業用で少数の場合には上記の条項の適用から除外することができる。」

第 7 項(1)「第 4 項は次のケースには適用されない：

7.1 タイを出入国する者が持ち込む、あるいは持ち出す、妥当な数の個人用または家庭用品。

7.2 タイを出入国する者が持ち込む、あるいは持ち出す、妥当な数の土産品。

第 4 項(4)「商業用でない個人の道具、妥当な数の勉学や研究のための品に対しては、第 3 項の条文は適用されない。」

TRIPs 協定		対応するタイの法律
第 51 条	税関当局による引き渡し停止	第 5 項(1) 第 1 項(9) 第 1、2 項(10)
第 52 条	申し立て申請書	第 4、5 項(5) 全項(3) 第 3、4 項(2) 第 1 項(10)
第 53 条	担保または同額補償	第 5 項(2) 第 1、2 項(8)
第 54 条	引き渡し停止通知	第 5 項(5) 第 1 項(9) 第 1 項(10)
第 55 条	差止め期間	第 7、8 項(7)
第 56 条	輸入者と貨物所有者の補償	第 8 項(5) 第 5 項(2)
第 57 条	検査権と情報	第 7 項(5) 第 3 項(8) 第 2、3 項(9) 第 3 項(10)
第 58 条	職務の逐行	第 5 項(10)
第 59 条	救済策	
第 60 条	少数輸入	第 7 項(1) 第 4 項(4)

付録

-1999 会計年度における脱税品と密輸品の記録	44
-全税関における脱税と密輸の逮捕記録.....	44
-タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達 B.E.2530(1987).....	45
-偽造、模倣商標を有するタイ王国内の輸出入品に関する商務省登録 B.E.2530	47
-商標登録官通達	49
-タイ王国内の輸出入に関する商務省通達(第 94 集)B.E.2536	52
-タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達(第 95 集)B.E.2536	53
-タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達(第 96 集)B.E.2536	55
-著作権侵害品の輸出入禁止に関する商務省閣僚規則(第 1 集)B.E.2536.....	56
-税関局一般指導第 2 号 2531(1988).....	58
-税関局一般指導第 27 号 2536(1993)	60
-税関局通達 28 号 2536.....	62
-税関法(第 9)B.E.2482(1939)	64
-貿易における知的財産権の解釈に関する協定 (1994)	65

1999 会計年度における脱税品と密輸品の記録

単位：100 万パーツ

単位	密輸品		脱税品		合計	
	件数	合計額	件数	合計額	件数	合計額
中央管轄	1,633	1,526.04	1,486	701.20	3,119	2,227.24
支局管轄	5,177	304.17	190	13.79	5,367	317.96
税関支局	416	33.37	49	4.92	465	38.29
税関支局	1,488	38.80	1	-	1,489	38.80
税関支局	707	35.67	6	0.01	713	35.68
税関支局	2,117	174.36	70	8.75	2,187	183.11
税関支局	449	21.97	64	0.11	513	22.08
合計	6,810	1,830.21	1,676	714.99	8,486	2,545.20

資料：捜査・抑制課

全税関における脱税と密輸の逮捕記録

1999 会計年度における貨幣価値順

密輸入		密輸出		脱税	
品名	貨幣価値 (100 万パーツ)	品名	貨幣価値 (100 万パーツ)	品名	貨幣価値 (100 万パーツ)
個人向け乗用車	251.62	麻薬	21.63	熱プレス鉄板	98.31
船舶	208.55	銀行券	3.33	ビタミン剤	96.59
麻薬	103.57	金塊	2.59	触媒	58.29
金塊	97.52	ピックアップトラック	2.25	車用パーツおよび付属品	45.79
車用付属品	81.36	木材	2.01	機械	30.53
CD 製作機	72.00	牛、水牛	1.13	オートバイ付属品	24.12
ニンニク	28.55	オートバイ付属品	0.39	生理用品	18.78
車用パーツおよび付属品	23.33	個人向け乗用車	0.34	データプロセッサ	18.31
鉄製建材	21.91	オートバイ	0.24	メラミン樹脂加工紙	13.15
鋳型	20.52	その他	2.72	プラスチック	12.52
その他	884.65			その他	298.60
合計	1,793.58	合計	36.63	合計	714.99

資料：捜査・抑制課

タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達 B.E.2530(1987)

正確で、需要に合致した輸出および輸入は国家に経済的な安定をもたらす。タイ王国内の輸出入品法 B.E.2522 第 5 条が定める効力によって、商務大臣はここに通達を公布する。

第 1 項

この通達を「タイ王国内の輸出入品に関する商務省規則 B.E.2530」と呼ぶ。

第 2 項

この通達は政府官報で公示されてから 90 日以内に効力を発する。

第 3 項

この規則において、

「商標」とは、王国内外を問わず所有権者が、ある品目または複数の品目において正式に登録し、税関局が商標登録官より入手したリストに含まれる商標を指す。

この規則における「商標登録官」とは、民間登録庁特許・商標局局长、ならびに民間登録庁長官によって商標登録官として任命された者を言う。

第 4 項

所有権者が第 3 項のもとに商標保護を申し立てた場合には、偽造もしくは模倣商標を有した商品の輸出または輸入は禁じられる。

第 5 項

商標の保護を申し立てる者は以下を行なう：

5.1 商標登録官が定める条件、原則、手段にしたがって証拠を提出し、商標登録官と民間登録庁に通知する。

5.2 輸出または輸入貨物の商標が偽造もしくは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関吏が輸出もしくは輸入者への引き渡しを許可する前に、商標の検査を要請する。

第 6 項

税関吏が商標の偽造または模倣を確定できない場合には、登録官に判断を委ね、商標登録の原則にしたがって登録官が決定する。

第 7 項

次のケースには第 4 項は適用されない：

7.1 タイを出入国する者が持ち込む、あるいは持ち出す、妥当な数量の個人用または家庭用品。

7.2 タイを出入国する者が持ち込む、あるいは持ち出す、妥当な数量の土産品。

第 8 項

この通達に基づき、商務省の管轄とする。

B.E.2530 年 10 月 11 日公布

(Montri
Pongpanich)
商務大
臣

偽造、模倣商標を有するタイ王国内の輸出入品に関する商務省登録 B.E.2530

B.E.2530 年 10 月 14 日に公布された、「タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達 B.E.2530」は、タイ国内外を問わず、正式に登録されている商標を偽造、あるいは模倣した商標を有する商品の輸出または輸入を禁じている。

この通達を確実、効果的にするために、商務省は以下の実施規則を発布する。

第 1 項

この規則を「偽造、模倣商標を有するタイ王国内の輸出入品に関する商務省規則 B.E.2530」と呼ぶ。

第 2 項

この規則は B.E.2531 年 1 月 21 日より施行される。

第 3 項

B.E.2530 年 10 月 14 日付の「タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達 B.E.2530」に基づいて商標の保護を求める者は、商標登録官から申し立て申請書を入手し、民間登録庁の特許・商標局に提出する。

第 4 項

第 3 項に基づいて提出された申請書を受け取った後、同局職員は証拠書類によって商標権の確認を行ない、商標権者名、商品名、商標に使用されている言葉や図柄を含むリストを作成する。そして、このリストを商標登録官に提出し、登録官は税関局に対し検査を実施できるようこの情報を提供する。

第 5 項

税関に対し、商標検査による商標保護の申し立てが申請された場合、税関吏は申請者に意見聴取を行ない、偽造や模倣が行なわれたとする根拠を明確にさせることができる。また、税関局の原則と手段にしたがった申し立てによって生じうる被害に対して、補償責任を負わせることができる。

第 6 項

税関吏が商標の偽造または模倣について確定できない場合には、判断を登録官に委ね、以下の証拠書類を添付する。

- (1) 保護申し立て申請者に関する証拠書類のコピー。
- (2) 疑惑品の輸出者または輸入者の意見。
- (3) 疑惑輸出入品のサンプル。
- (4) 申請者が提出した第 5 項に基づくすべての書類のコピー。

商標登録官は税関吏に対し、適当だと考えるその他の書類の提出を要求することができる。

第 7 項

B.E.2530 年 10 月 14 日付、「タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達 B.E.2530」の手順にしたがった後に裁判所に持ち込まれたケースに関しては、商標登録官は同通達第 6 項に基づく決定は行なわない。

第 8 項

この規則に基づき、民間登録庁長官と税関局の管轄とする。

B.E.2530 年 12 月 25 日公布

(Montri
Pongpanich
氏)
商務大
臣

商標登録官通達

内容：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定

B.E.2530年10月14日付「タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達第5項」が定める効力によって、商標登録官は商標保護申請の条件、原則、証拠提出方法の特定を次のように通達する：

第1項

タイ王国内外を問わず、正式に商標を登録した所有者で、B.E.2530年10月14日付、「タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達 B.E.2530」に基づいて商標保護を申し立てる者は、商標登録官に申請書を提出することができる（一商標につき一部）。

第2項

商標がタイで登録されている場合には第2項に基づき、申請書とともに次の書類を提出すること：

- (1) 証明済み商標登録マニュアルの原本、または登録書類と当局によって証明済みの登録書原本。
- (2) 代理人委任状の原本（所有者に代わって弁護人が申請する場合）。
- (3) 商標所有者が法人である場合には、最近6か月以内に発行された、管轄当局によって証明済みの法人認定書原本。
- (4) 商標所有者がタイに本籍地を持たない場合には、外国で作成される上記(2)、(3)の書類は本籍国の公証人に加え、タイ領事館もしくはタイ大使館の証明が必要である。
- (5) 保護申し立て申請によって起こりうる損害に対する、補償責任引き受け書。
- (6) 本来使用されるべき、正式商標の見本。

第3項

第1項に基づき、商標がタイ国外で登録されたものである場合には、次の書類を提出する：

- (1) 商標が登録、認証されていることを示す、当地国の特許・商標局によって発行された権利書、またはその他の書類。書類は最低でも次のものを含むこと：
 - A. 商標所有者の氏名
 - B. 商標に使用されている言葉と図柄
 - C. 品目と商品リスト
 - D. 条件と制限（ある場合のみ）
 - E. 申請書提出日と所有権存続期限
- (2) 代理人委任状原本。
- (3) 商標所有者が法人である場合には、最近6か月以内に発行された、管轄当局によって証明済みの法人認証原本。

- (4) 外国で作成される(1)、(2)、(3)の書類には、第2項(4)で定められている証明者による必要な変更が認められる。
- (5) 保護申し立て申請によって起こりうる損害に対する、申請者による補償責任引き受け書。
- (6) 本来使用されるべき、正式商標の見本。

第4項

保護申請書類が提出されている商標に関する登録リスト、存続期限延長などに変更があった場合、この通達の最後に記載されている内容にしたがって商標所有権者は変更が許可されてから30日以内に、変更を示す証明済みの書類を商標登録官に提出しなければならない。同項上記にしたがい第2項(2)、(3)、(4)の原則には、必要に応じて変更が認められる。

第5項

商標所有権者が第4項にしたがわない場合には、最初に提出された書類の登録リストを正式のもとを見なす。

第6項

この通達にしたがって作成された書類が外国語によるものである場合には、申請者本人によって証明済みのタイ語翻訳を添付すること。

第7項

商標登録官に提出される書類はタイ語でタイプされ、申請書に明記されている書類をすべて含むこと。

申請書の所定枠内に添付する商標を構成する言葉や図柄には、実際の商標と同じものを使用すること。所定枠内に収まらない場合には、登録官が適当と考える方法で布の裏地または別の素材に貼付し、折って枠内に収まるよう添付すること。

第8項

保護申請を行なう所有権者で本籍地をタイに持たない者は、タイ国内の連絡先となる場所やオフィスを確認すること。

第9項

登録官がこの通達にしたがって所有権者が提出した全ての申請書類や証拠書類に目を通し、不正確もしくは不備であると考えられる場合には、登録官は商標所有権者に対して修正を要求するか、書類またはそれ以外の資料の送付や、追加情報の提出を要求する。

商標所有権者が、上記段落1に基づく商標登録官の命令を受け取った後、30日以内にその命令に従わない場合には、申請は取り下げたと見なされる。

B.E.2531年12月21日施行

B.E.2530年12月28日公布

(Narongsak
Pichayapanich 氏)
特許・商標局
長
商標登録官

タイ王国内の輸出入に関する商務省通達(第 94 集)B.E.2536

著作権侵害品の輸出入を規制することで、王国内のすべての所有権者を保護し、タイ経済を安定させるため、商務大臣は「タイ王国内の輸出入品法第 5 条 B.E.2522」の定める効力と内閣承認に基づき、以下の閣僚通達を公布する：

第 1 項

この通達を「タイ王国内の輸出入に関する商務省通達(第 94 集)B.E.2536」と呼ぶ。

第 2 項

この通達は政府官報で公示された翌日から施行される。

第 3 項

この通達は、タイ王国において著作権侵害にあたる複製、模造カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、本やその他の不正品を輸出、もしくは輸入することを禁ずる。

第 4 項

妥当な数の非商業目的の個人用道具、品、または勉学や研究用の輸出入の場合はこの限りでない。

第 5 項

この通達は、商務大臣の管轄とする。

B.E.2536 年 4 月 21 日公示

Uthai
Pimjaichon
(Uthai
Pimjaichon)
商務大
臣

(B.E.2536 年 4 月 27 日付政府官報第 110 集 52 巻で公布)

タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達(第 95 集)B.E.2536

正確で合法的に著作権品を輸出入することは、タイに経済安定をもたらす。商務大臣は「タイ王国内の輸出入品法第 5 条 B.E.2522」の定める効力と内閣承認に基づき以下の閣僚通達を公布する：

第 1 項

この通達を「タイ王国内の輸出入品に関する商務省通達(第 95 集)B.E.2536」と呼ぶ。

第 2 項

この通達は政府官報で公示されてから 90 日以内に施行される。

第 3 項

この通達における

「複製」とは部分、全体を問わず、オリジナル品、複製品、出版物の本質部分のコピー、模倣、複製、鋳型作製、音声録音、ビデオ録画または音声画像録画といった行為のすべてを指す。

「模造」とは部分、全体を問わず、新たな作品をつくりだすことなく、その大部分がオリジナル品の改造、修正、模倣によって複製されていることを言う。

第 4 項

著作権所有者または被ライセンス者は、貨物が著作権品またはライセンス品の複製、模造品である疑いについて妥当な根拠があれば、タイ王国からの輸出が承認される前または輸入者に引渡される前に、その都度、差止めと検査を要求することができる。

上記の著作権保有者または被ライセンス者は法人の代表、管理者、代理人を含む。

同項第 1 段に基づく差止めと検査は、税関局の原則、規則、条件にしたがうものとする。

第 5 項

第 4 項に基づく申請を受け、税関がこうした貨物の差止めを適当だと判断した場合には、税関は直ちに申請者、輸出者、輸入者に知らせ、申請者は定められた期間内に疑惑品の検査に立ち合わねばならない。

第 6 項

著作権保有者または被ライセンス者が複製、模造品を見つけた場合には、発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行ない、税関に届け出ること。

業務停止や休日のために上記の 24 時間という期限を満たせない場合には、最初の就業日開始から 3 時間以内に税関に届け出なければならない。

上記で示す 2 つの期限を過ぎても税関が著作権保有者または被ライセンス者から苦情を受け付けていない場合には、税関は通常通り、貨物の輸出または輸入者への引き渡しを認め

る。

第7項

第4項に基づく申請者は、輸出者/輸入者の住所、氏名、荷受人、および貨物の数量を知る権利を有する。

第8項

第4項に基づき申請を行なった著作権保有者や被ライセンス者は、輸入者、輸出者、税関局に損失を与えた場合の全責任を負う。

第9項

この通達は商務大臣の管轄とする。

B.E.2536年4月21日公示

Uthai
Pimjaichon
(Uthai
Pimjaichon
氏)
商務大
臣

(B.E.2536年4月27日付の政府官報第110集52巻で公布)

タイ王国内の輸入品に関する商務省通達(第 96 集)B.E.2536

著作権侵害を審査し、抑止する目的で、商務大臣は「タイ王国内の輸出入品法第 5 条 B.E.2522」が定める効力と内閣承認に基づき、以下の閣僚通達を公布する：

第 1 項

この通達を「タイ王国内の輸入品に関する商務省通達(第 96 集)B.E.2536」と呼ぶ。

第 2 項

この通達は政府官報での公示と同時に施行される。

第 3 項

海賊版カセットテープ、ビデオテープ、CD の普及に寄与する機器をタイに輸入する際には、許可を必要とする。

第 4 項

第 3 項の輸入許可は、商務省策定規則にしたがうこととする。

第 5 項

この通達は商務大臣の管轄とする。

B.E.2536 年 6 月 10 日公示

Uthai
Pimjaichon
(Uthai
Pimjaichon
氏)
商務大
臣

(注 : B.E.2536 年 6 月 22 日付の政府官報第 110 集 81 巻で公示)

著作権侵害品の輸出入禁止に関する商務省閣僚規則(第1集)B.E.2536

B.E.2536年4月21日付「タイ王国内の輸出入に関する商務省通達(第94集)B.E.2536」は、著作権侵害にあたる複製、模造カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍やその他の不正品をタイに輸出、もしくは輸入することを禁じている。

この通達を実行するために、商務省は次の規則を発布する：

第1項

この規則を「著作権侵害品の輸出入禁止に関する商務省閣僚規則(第1集)B.E.2536」と呼ぶ。

第2項

この規則は直ちに施行される。

第3項

この規則において、

「著作権」とは、著作者が自身の作品を自由に使用できる排他的権利を指す。

「複製」とは部分、全体を問わず、オリジナル品、複製品、出版物の本質部分のコピー、模倣、版下作成、音声録音、ビデオ録画等の行為のすべてを指す。

「模造」とは部分、全体を問わず、新たな作品をつくりだすことなく、その大部分がオリジナル品の改造、修正、模倣によって複製されていることを言う。

- (1) 文芸作品では、翻訳に加え、編集、全集等に出版形態を変更することも含む。
- (2) 舞台作品では、言語を問わず、非舞台作品を舞台作品へ変更することや、舞台作品を非舞台作品に変更することが含まれる。
- (3) 芸術作品では、平面作品を立体作品に、立体作品を平面作品に創り変えることや、原作をモデルに製作することが含まれる。
- (4) 音楽作品では、楽曲のアレンジを変更することや、歌詞やリズムを変更することが含まれる。

第4項

この通達で意味する輸出、輸入禁止品とは、この規則で定義に準ずる、複製または模造著作権侵害品を指す。

第5項

知的財産局は、税関局と海外貿易局がこの通達にしたがって輸出、輸入品の審査手続きを進めることができるよう、著作権所有者から得た証拠や情報を双方の局に伝える。追加の証拠および情報がある場合には、それらについても税関局と海外貿易局に通知しなければならない。

第6項

ある商品をタイ王国から輸出する際に、税関局が第 5 項に基づいて知的財産局より入手した著作権リストにその商品が含まれる場合は、輸出が禁じられる。ただし、輸出者が著作権保有者、著作権者本人や代理人である場合は除く。

第 7 項

本通達により、第 6 項に当てはまらない輸出品は、輸出禁止品とはならない。税関局は、こうした貨物の輸出を承認する。

第 8 項

この通達にしたがい、税関局は関係部署からの通知がない輸入貨物、または著作権を侵害しているという明確な証拠がない貨物を輸入禁止品ではないと判断し、引き渡す。

第 9 項

この規則は海外貿易局局長の管轄とする。

B.E.2536 年 6 月 22 日公布

Uthai
Pimchaichon
(Uthai
Pimchaichon
氏)
商務大
臣

税関局一般指導第 2 号 2531(1988)

内容：追加税関規則 B.E.2530(1987)

第 20 章 23 条 1 項

税関がタイ王国からの輸出入を承認する前、または輸入者に引き渡される前であれば、税関局は、所有権者が商標偽造の疑いを理由として商標保護の目的で輸出入貨物の検査を税関にその都度申請できることを明記する「タイ王国への輸出入品に関する商務省通達 B.E.2530」に基づき、商標の偽造や模倣の疑いのある輸出入貨物の検査に関して、規則を策定することが適当であると見なす。

したがって、税関規則 B.E.2530 に、以下の条項を追加する。

第 23 条

特別規則

商標の偽造、模倣の疑いのある貨物に対して、商標検査を行なう場合の特別規則。

20 23 01 その際の商標検査手順

1. 輸入検査課、輸出検査課または税関が、この規則に添付されている書類 *Kor sor Kor 18* の提出によって商標検査の申請を受けた場合、税関吏は以下の手順を踏む：
 - 1.1 申し立て申請書の詳細に加え、申請者が所有権者本人であるか、また異なる場合には管理者、または商標権者や同等の者の委任状を保持する代理人であるかを確認する。
 - 1.2 商標登録官によって認定された、商標登録書を確認する。
この審査は、知的財産局の登録官が提出する登録商標リストと照合して行なわれる。
税関吏は申請者に意見聴取を行ない、疑いの根拠を明確にさせる権限を持つ。
2. 上項にしたがって手続きが完了した後、担当となる課、もしくは税関局は申請に応じて税関吏を派遣し、疑惑品の検査を行なう。
3. 商標検査の場合には、申請者の前でのみ検査を行なう。検査が完了すると、税関吏は次を行なう：
 - 3.1 税関吏が商標の偽造や模倣について確信が持てない場合、また申請書類 *Kor Sor Kor 18* の最後にサンプルを送付するよう明記されている場合には、税関吏と申請者は疑惑品の商標を採取し、予備判定の詳細記録とともに書類 133 に添付する。この後、以下の書類とともに商標登録官に送付する。
 - (1) 申請者に関する全証拠書類のコピー。
 - (2) 税関吏の予備判定。
 - (3) 疑惑品の見本。

(4) 申請者の全書類のコピー。

商標登録官が追加の証拠書類を要求した場合には、税関吏はそれを提出しなければならない。登録官による判断を待つ間、疑惑貨物は差止められる。

3.2 商標侵害が認められた場合には、その後の手続きのために訴訟課にまわされる。

B.E.2531 年 1 月 21 日より
効力を発する

B.E.2531 年 1 月 18 日に公
布

Viroj
Laohaphan 氏
税関局長

税関局一般指導第 27 号 2536(1993)

内容：著作権侵害品に関する実施規則

この通達は「商務省通達（第 94 集、第 95 集）B.E.2536」にしたがい、タイ王国における著作権侵害品の輸入と輸出を確実に規制し、税関慣行と調和させる目的を持つ。

税関法 B.E.2469 第 3 条税関慣行規範 B.E.2530 に次の 20 23 02 条項を追加する：

20 23 02 著作権侵害品に関する実施規則

1. 輸入や輸出貨物が、著作権を侵害する複製または模造品であるという妥当な根拠を理由に、著作権者または被ライセンス者が税関に差止めと検査を申し立てた場合、課長か税関長、もしくは輸出入貿易地の任命責任者が最高責任者として申請を受理する。差止めが適当だと判断した場合には直ちに申請者、輸出者または輸入者に知らせ、申請者は申請書を提出してから 24 時間以内に貨物の検査に立ち会わなければならない。
2. 貨物の検査は関係者の面前で行なわれ、検査結果は、関係者によって署名された後、証拠として保管される。
3. 申請者と検査官が輸入者や輸出者の住所、氏名、または貨物の数量を要求した場合には、税関吏はその情報を与えなければならない。
4. 税関局が知的財産局から得た著作権に関する情報は、法務部と税関局の貨物検査に関わるすべての部署に伝えられる。
5. 検査により、輸入もしくは輸出貨物が他者の著作権を侵害していることが判明した場合、税関吏はその輸出入者を、タイ王国に不正品を輸入しようとした罪によって、またそれぞれのケースにしたがった罪状で逮捕記録を作成し、その後の手続きのために報告書を法務部の訴訟課にまわす。

税関吏が、当該貨物が他者の著作権を侵害しているかどうかを確定できず、また申請書類がサンプルの送付を要求している場合には、疑惑品のサンプルと税関吏の予備意見に加え、以下の証拠を知的財産局に送付して最終判断を委ねる。

- (1) 申請者に関する全証拠書類のコピー。
- (2) 税関吏の予備意見の詳細。
- (3) 疑惑品のサンプル。
- (4) 申請者が提出した全資料のコピー。

知的財産局が上記以外の書類を要求した場合には、税関吏はそれらの書類を提出しなければならない。

この指導は B.E.2536 年 7 月 26 日より効力を発する。

B.E.2536 年 7 月 23 日公布

(Aran
Thammano
氏)

税関局
長

税関局通達第 28 号 2536

内容：著作権侵害品に関する実施規則

この通達は、「商務省通達（第 94 集、第 95 集）B.E.2536」にしたがい、タイ王国における著作権侵害品の輸入と輸出を確実に規制し、税関慣行と調和させる目的をもつ。税関局はこの目的にしたがって、次の規則を發布する：

1. 輸入や輸出貨物が、著作権侵害にあたる複製品または模造品であるとする妥当な根拠を理由に、著作権者または被ライセンス者が税関に差止めと検査を申し立て、税関吏も差止めが適当だと判断した場合には、税関吏はすみやかに輸出者または輸入者に差止めを通知し、申請者は申請書を提出してから 24 時間以内に貨物の検査に立ち会わなければならない。
2. 著作権保有者または被ライセンス者が、著作権を侵害する複製品、模造品の輸出入品を見つけた場合には、発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行ない、税関に届け出ること。
業務停止や休日のために上記の 24 時間という期限が満たせない場合には、最初の就業日開始から 3 時間以内に税関に届け出なければならない。
上記で示す 2 つの期限を過ぎても税関が著作権保有者または被ライセンス者から苦情を受け付けていない場合には、税関は通常通り、貨物の輸出または輸入者への引き渡しを認める。
3. 申請者が輸入者や輸出者の住所、氏名、または貨物の数量に関する情報を要求する場合には、税関吏はその情報を与えなければならない。
4. 申請によって輸出者、輸入者、税関が被った損害とすべての経費は、申請者である著作権者または、非ライセンス者が責任を負う。
5. 著作権の侵害が明白でありながら、輸出者、輸入者が何ら対抗策を講じない場合には税関吏は逮捕記録を作成し、手続きを進める。
税関吏が判断を下せず、輸出入者と申請者の意見が食い違う場合で、申請者が引き続き差止めを要求するには、捜査官に訴えを起こし、第 2 項にしたがってすみやかに税関吏に届け出なければならない。
6. 貨物差止め申請書類は貨物ごとに、輸入検査係、または輸出検査係に提出されなければならない。中央税関および税関支局では、それぞれの最高責任者である税関長に提出する。この通達の最後に、差止め申請書類が添付されている。その他、家屋の登記書、身分証明書のコピー、証明済みの会社登記書、弁護士委任状（弁護士がいる場合のみ）などの書類に加えて、著作者や非ライセンス者の権利が知的財産局によって承認されていることを示す証拠の提出が必要となる。

この通達は B.E.2536 年 7 月 26 日より施行される。
B.E.2536 年 7 月 23 日に公布。

(Aran
Thammano
氏)
税関局
長

税関法(第 9)B.E.2482(1939)

第 19 条の 2

海外に輸出された製品や、外国港に向かう船舶で消費されるために貯蔵されている製品または、税関局長や税関局長自らが代理人と定めた者が当該輸入製品を製造、混合、組立て、梱包目的であることを認めた場合、こうした輸入品に課された輸入関税は、次の規則と条件にしたがって輸入者に戻し税として返還される。

- (a) 閣僚規則により、戻し税が禁止されていない輸入品。
 - (b) 輸出品の製造、混合、組立て、梱包のために使用される輸入品の数量が、税関局長が認めた規則または通達に準じていること。
 - (c) 輸出品が戻し税の申請を行なう港や場所から輸出されること。
 - (d) 輸出品の製造、混合、組立て、梱包のために使用される輸入品が、輸出製品として 1 年以内に輸出されること。
 - (e) 戻し税の申請は、輸出から 6 ヶ月以内に行なわれること。税関局長が認めた場合にはこの期限は延長される。税関局長は製品の指定と再輸出、書類の準備と作成、正当な戻し税額査定、この種の戻し税に関わるその他の手続きに関して規則を発行する権限を持つ。
-
-
-

貿易における知的財産権の解釈に関する協定(1994)

第4章：水際措置¹²に関する特別規則

第51条

税関当局による引き渡しの停止

加盟諸国は以下の条項にしたがい、所有権者が輸入貨物を偽造商標や海賊版著作権商品¹³であると確信した場合に、取り締まり当局、行政または司法を通じ、流通防止のための差止めを税関に対して書面によって申し立てることができるよう、申請手続き¹⁴を整備すること。加盟諸国は、本条項の要件を満たす限り、この申請書をその他の知的財産権の侵害の申し立てに使用することもできる。また、これに対応して加盟諸国は、自国からの輸出の際にも税関が不正品を差し押さえることができるよう、手続きを整備すること。

第52条

申し立て申請書

(第52条続き)

第51条のもとに申し立てを行なうすべての権利保有者は、輸入国の法律に基づき、知的財産権に対する明白な侵害があることを証明する十分な証拠と、税関が直ちにその貨物を特定できるよう、詳細な説明を提出することが要求される。申し立てを受けた管轄当局は申請者に対して、書類受理の有無と、税関当局が対応に当たる時期を妥当な期間内に知らせること。

第53条

担保または同額保証

¹² [TRIPs 協定注]他の加盟国と税関同盟を結び、大部分の税関規制を撤廃しており、製品の自由な行き来が行なわれている場合には、この章の条項は適用される必要はない。

¹³ [TRIPs 協定注]この協定の意図を理解するために：

(a) 「偽造商標品」とは、包装や商品自体に正式商標と同一の商標が無断で使用されている商品、あるいは正式商標と見分けがつかない類似商標を持つ商品で、輸入国の法律において所有権を侵害する疑いのある全ての商品。

(b) 「海賊版著作権商品」とは、著作権者、または著作権者が指名した製造国における代理人の承諾なしに直接的、間接的に商品から複製された商品で、輸入国の法律において著作権やその他の関連権利を侵害するすべての商品。

¹⁴ [TRIPs 協定注]他国市場用の輸入商品や、所有権者が承認済みの商品、また積み換え商品に関してはこうした手続きを適用する必要はない。

1. 被告、所轄官庁を保護し、申し立ての乱用を防止するため、所轄官庁は当局を通じて申請者に担保または同額保証を求めることができる。これらの担保や同額保証は、申し立て手続きを不当に阻害するものであってはならない。
2. この章に基づき工業意匠、特許、設計図、秘密情報に関する貨物が税関当局によって差止められており、その判断が司法またはそれに準ずる単独官庁によるものでない場合、または管轄当局が暫定的措置を行わず、第 55 条の差止め期限が切れた場合でその他の輸入規則に準じている場合には、輸入品の所有者、輸入者、荷受人は、申請者の著作権侵害に対する損害を補償できるだけの担保を提供することによって、輸入品を引き取ることができる。この担保は著作権者に対するその他の補償手段を阻害してはならず、また申請者が妥当な期間に権利を施行しない場合には、担保は解除される。

第 54 条

引き渡し停止通知

第 51 条に基づき、輸入者と申請者には、貨物の引き渡し停止通知がすみやかに行なわれなければならない。

第 55 条

差止め期間

申し立て申請者が差止め通知を受け取ってから 10 就業日以内において、被告側以外に手続きの動きが見られず、あるいは管轄当局が暫定的な措置によって差止めを引き延ばしている場合には、貨物は被告側に引き渡され、輸入もしくは輸出の条件を満たしたと見なされる。妥当な場合には、この期限はさらに 10 就業日間、延長することが可能である。手続きが開始され、権利侵害が認められる可能性がある場合は、被告の要求によって意見聴取を含む審理が妥当な期間内に行なわれ、こうした措置は修正されたり、無効となったり、あるいは認証される。上記にも関わらず、貨物の差止めが暫定的な法的措置によって引き続き実施される場合には、第 50 条の 6 項が適用される。

第 56 条

輸入者と貨物所有者の補償

所轄官庁は当局を通じ、不当な引き渡し遅延や第 55 条に基づく貨物引き渡し停止によって輸入者、荷受人、貨物所有者が被った損失の補償を、申請者に命じることができる。

第 57 条

検査権と情報

加盟諸国は秘密情報の遵守を損なうことなく、権利保有者が主張を裏付けられるよう、税関によって差止められている貨物を十分に検査する機会を与える権限を管轄当局に付与すること。同時に輸入者に対しても、等しく検査の機会を設ける権限を付与する。権利の侵害が認められる場合には、送り主、輸入者、荷受人の住所、氏名と疑惑の貨物の数量を権利保有者に伝える権限を当局に付与する。

第 58 条

職務の遂行

加盟諸国は、管轄当局に独自の判断で行動し、知的財産権の侵害を立証する明白な証拠がある場合には、貨物を差止めることを要求する：

- (a) 管轄当局は、権限を行使する上で必要な情報を所有権者にいつでも要求できる。
- (b) 差止めを実施することを、すみやかに輸入者と所有権者に伝えること。輸入者が管轄当局に差止めに対する異議を申し立てた場合、第 55 条に基づき、差止めは状況に応じて変更される。
- (c) 加盟国は、政府当局および職員が職務に誠実に、または誠実な意図に基づいて職務を遂行した場合には、政府当局および職員に限り、救済措置である補償責任を免除する。

第 59 条

救済策

所有権者のその他の権利の行使を制限することや、被告による司法当局の審査請求権を損なうことなく、管轄当局は第 46 条の原則にしたがい、侵害品の破壊や廃棄を命じることができる。偽造商標品の場合には、当局は特別な場合を除き、代替国への再輸出を禁じるか、通常とは異なる税関手順の対象とする。

第 60 条

少数輸入

加盟諸国は、旅行者の個人用旅行鞆によって持ち込まれた品、あるいは委送品が非商業用で少数の場合には上記の条項の適用から除外することができる。

インタビュー・リスト

- Utid Tamwatin 氏、税関局技術・海外事務次長

- Pongchai Chinda 氏、バンコク港運営部課長
- Thanat Suwattanamethakul 氏、諜報局局長

[特許庁委託] ジェトロ海外工業所有権情報

タイ税関の役割編

[発行] 日本貿易振興会 投資交流部
〒105 - 8466 東京都港区虎ノ門 2 - 2 - 5
Tel : 03 - 3582 - 5235
Fax : 03 - 3505 - 1854
2001 年 3 月発行 禁無断転載